

韮崎市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (29年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	人 30,298	千円 13,565,008	千円 428,796	千円 1,915,981	% 14.1	% 15.1

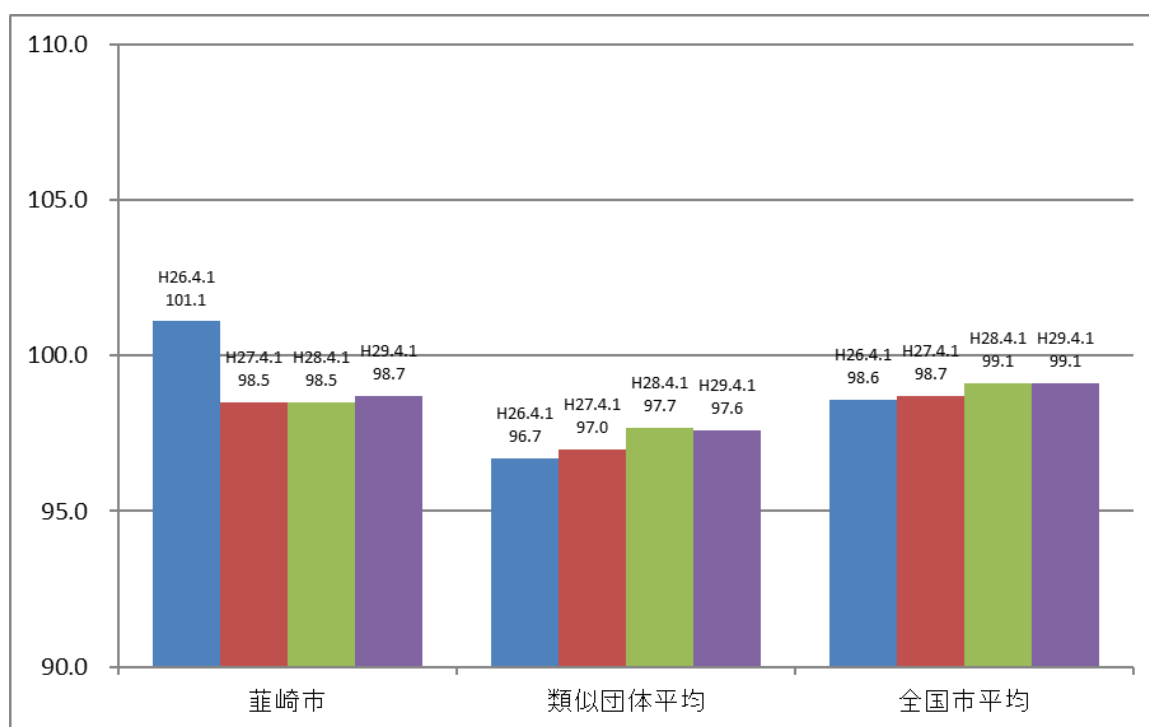
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与			費 計 B
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
28年度	人 212	千円 784,576	千円 101,036	千円 305,037	千円 1,190,649

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,616	千円 5,826

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職

俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、
②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均0.27%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準 未支給 韮崎市 未支給

③ その他の見直し内容

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

（平成29年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
韮崎市	40.3歳	315,100円	369,542円	343,031円
山梨県	43.3歳	335,711円	414,651円	376,313円
国	43.6歳	330,531円	—	410,719円
類似団体	42.4歳	317,165円	372,770円	343,212円

② 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
韮崎市	53.2 歳	10 人	300,400 円	336,920 円	311,830 円
うち自動車運転手	46.0 歳	1 人	310,600 円	501,400 円	365,600 円
山梨県	51.9 歳	111 人	348,939 円	398,386 円	376,677 円
国	50.6 歳	2,722 人	286,833 円	—	328,360 円
類似団体	50.8 歳	18 人	318,093 円	344,351 円	331,012 円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
韮崎市	—	—	—	—
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転者	53.8 歳	275,400 円	1.82
山梨県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
韮崎市	—	—	—
うち自動車運転手	5,883,100 円	3,618,400 円	1.63

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

(平成26～28年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		蕪 崎 市	山 梨 県	国
一般行政職	大学卒	178,200 円	185,800 円	178,200 円
	高校卒	146,100 円	151,500 円	146,100 円
技能労務職	高校卒	143,500 円	154,000 円	—
	中学卒	127,900 円	136,500 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成29年4月1日現在）

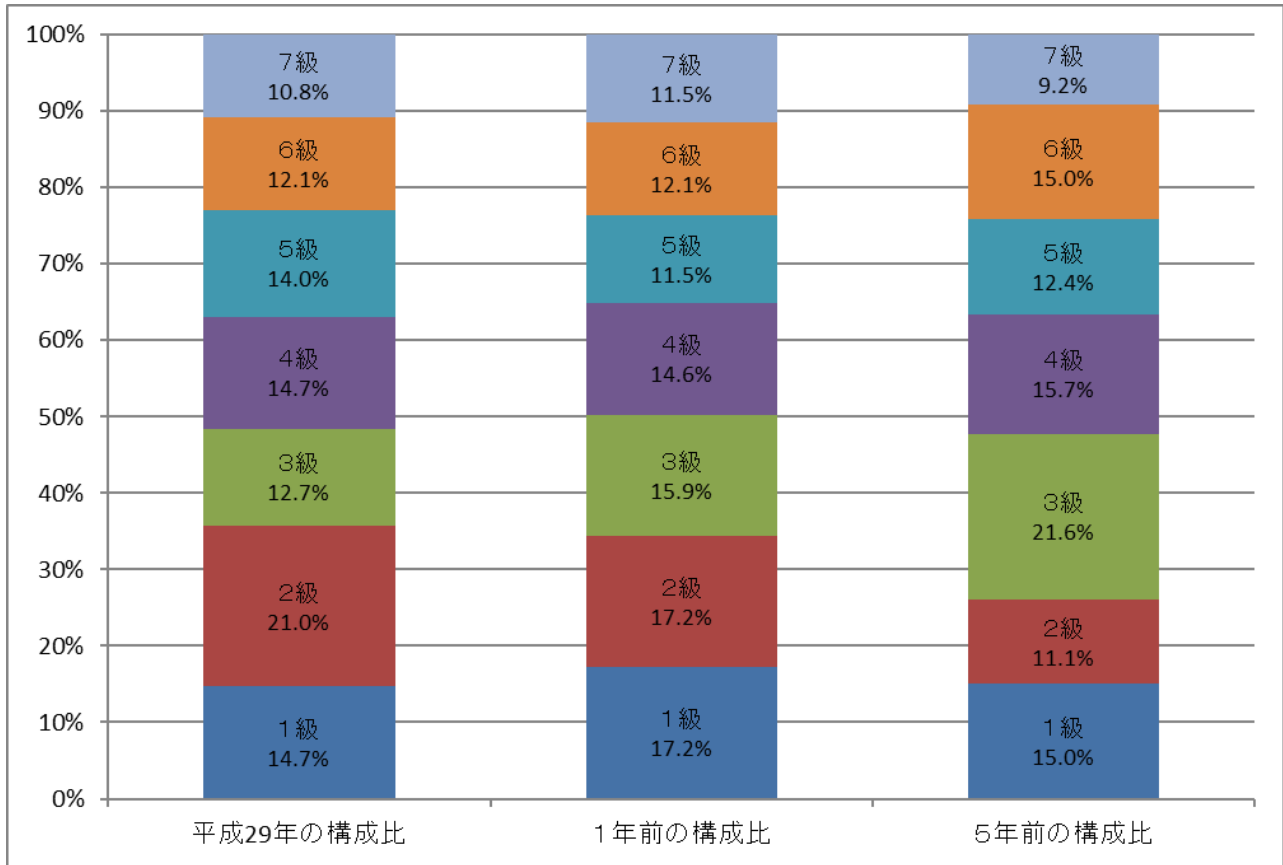
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	250,000 円	364,500 円	385,800 円	406,400 円
	高校卒	円	円	円	円
技能労務職	高校卒	円	円	円	円
	中学卒	円	円	円	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	参事、課長、政策専門官	17 人	10.8 %	362,300円	444,500円
6級	課長補佐、主幹	19 人	12.1 %	318,500円	409,800円
5級	副主幹	22 人	14.0 %	288,000円	392,600円
4級	主査	23 人	14.7 %	262,000円	380,600円
3級	副主査	20 人	12.7 %	228,900円	349,600円
2級	主任	33 人	21.0 %	192,700円	303,800円
1級	主事、主事補	23 人	14.7 %	142,600円	247,100円

- (注) 1 蕪崎市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年に9級制から7級制に変更している。
 (旧給料表の1級及び2級並びに7級及び8級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への人事評価の活用状況 (葦崎市)

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ (一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成30年度		平成30年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

韮崎市	山梨県	国
1人当たりの平均支給額 (28年度) 1,483千円	1人当たりの平均支給額 (28年度) 1,599千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.7月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.7月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.7月分 (1.45)月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（韮崎市）

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成30年度6月期		平成30年度6月期	

(2) 退職手当（平成29年4月1日現在）

韮崎市	国
(支給率) 自己都合 20.445月分 応募認定・定年勤続20年 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 勤続35年 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 最高限度額 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	(支給率) 自己都合 20.445月分 応募認定・定年勤続20年 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 勤続35年 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 最高限度額 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)
1人当たり平均支給額 5,479千円 19,467千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（28年度決算）		15,419 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）		907,025 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
医師	16 %	17 人	16 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			98.5 (98.5)

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（28年度決算）		85,785 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）		703,156 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（28年度）		33.24 %		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度決算)	左記職員に対する支給 単価
市税事務従事 手当	市税等の徴収又は 滞納処分事務に従 事する職員	市税・住宅使用料 ・保育料・国民健 康保険税・介護保 険料等の徴収業 務又は滞納処分 業務	62 千円	（滞納整理） 徴收件数1件につき 3円 徴収金額1,000円に つき3円 ※過年度は5円 （差押） 納税者1人につき30 0円 （引上） 納税者1人につき50 0円 （公売） 1回につき300円
放射線取扱作 業従事手当	市立病院に勤務す る診療エックス線技師	診療放射線の直 接取扱業務	355 千円	日額290円
細菌検査業務 従事手当	市立病院に勤務す る細菌検査業務に 従事する職員	細菌検査の直接 取扱業務	252 千円	日額250円
医師の診療手 当、出勤手当、 救急勤務医手 当	市立病院に勤務す る医師	医師診療業務 救急患者等の診 療出勤業務 宿日直業務の救 急診療業務	30,490 千円 6,727 千円 11,320 千円	（診療手当） 院長：月額50万円 副院長：月額20万円 科部長：月額18万円 医長：月額15万円 医師：月額10万円 （出勤手当）

				1回5,000円 勤務1時間につき1,000円加算 (救急勤務医手当) 日直勤務時1回:18,500円 宿直勤務時1回:23,600円
夜間、看護業務 従事手当	市立病院の看護業務に従事する職員	深夜の看護業務	36,579 千円	(看護師等) 4時間以上:4,000円 2時間以上4時間未満:3,600円 2時間未満:2,000円 (看護助手) 4時間以上:3,300円 2時間以上4時間未満:3,000円 2時間未満:1,600円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (28年度決算)	64,248 千円
職員1当たりの平均支給年額 (28年度決算)	199 千円
支給実績 (27年度決算)	59,433 千円
職員1当たりの平均支給年額 (27年度決算)	182 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成29年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員に支給 ① 配偶者 13,000円/月 ② 配偶者以外の扶養親族 9,000円/月 (配偶者がいない場合は1人目 11,000円/月) 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		30,402 千円	226,883 円
住居手当	借家等に居住する職員に支給借家・借間居住職員家賃の額に応じて最高27,000円/月まで	同じ		20,283 千円	281,711 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員に支給 ① 交通機関利用者 6ヶ月定期券等の額を一括支給（ただし、月額換算53,000円を限度） ② 交通用具使用者・四輪車使用者 通勤距離 2km～20kmのとき 距離に応じて2,900円～7,000円を支給 12kmを超えるとき1kmにつき580円を加算 ・ 二輪車等使用者 通勤距離に応じて2,000円～6,500円を支給 ③ ①及び②の併用者 ①及び②によりそれぞれ算出した額の合計額	異なる	① 限度額55,000円 ② 四輪車使用者と二輪車使用者の区分なし	18,464 千円	61,958 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち			34,835 千円	757,288 円

	ち、その職務の特殊性に基づき定められた職にある者に支給役職に応じ 42,000円～68,000円を支給				
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給職種、業務等に応じ 4,200円から21,000円/回	同じ		13,048 千円	116,500 円
初任給調整手当	医療職給料表(一)適用職員に採用日から経過した期間に応じ 52,500円から365,500円/月			38,630 千円	2,272,329 円

5 特別職の報酬等の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	762,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額		
	副 市 町 村 長		630,000 円	950,000 円 / 259,000 円	772,000 円 / 483,000 円
報 酬	議 長	369,000 円	545,000 円 / 230,000 円		
	副 議 長	345,000 円	474,000 円 / 200,000 円		
	議 員	336,000 円	442,000 円 / 180,000 円		
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(28年度支給割合) 4.05 月分			
	議 長 副 議 員	(28年度支給割合) 3.05 月分			
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 町 村 長	給料月額×勤務月数×0.5	18,288,000円	任期毎	
		給料月額×勤務月数×0.4	12,096,000円	任期毎	
	備 考				

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

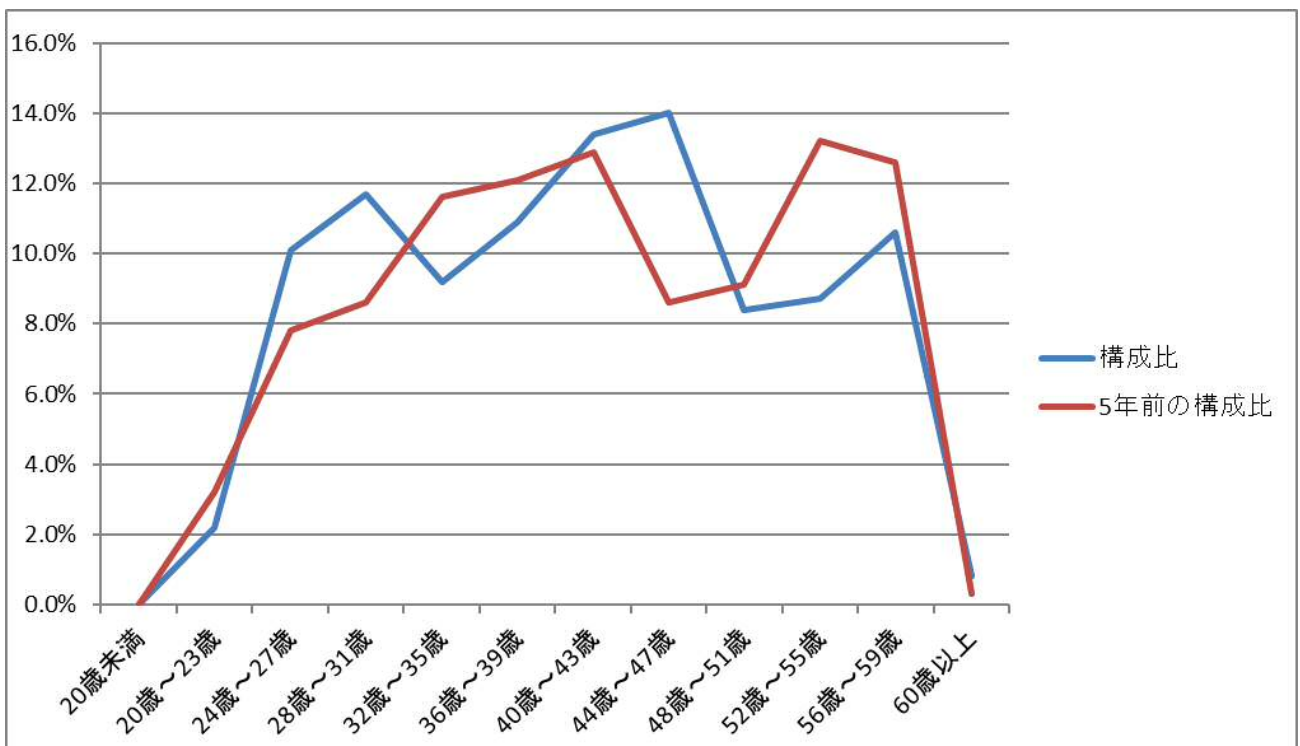
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成28年	平成29年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	
		総務	46	47	1	
		税務	17	17	0	
		民生	72	68	△4	
		衛生	16	16	0	
農水		13	13	0		
計			192	186	△6	<参考> 人口1万人当たり職員数 61.39人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 73.55人)
	土木		7	6	△1	
教育部門	小計		20	20	0	
	小計		212	206	△6	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.99人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 97.41人)
	小計		159	152	△7	
公営企業等部門	病院		132	124	△8	
	水道		8	8	0	
	下水		4	4	0	
	その他		15	16	1	
小計		159	152	△7		
合計			371 [465]	358 [465]	△13 [465]	<参考> 人口1万人当たり職員数 118.16人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成29年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	8人	36人	42人	33人	39人	48人	50人	30人	31人	38人	3人	358人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	197	193	198	199	192	186	△11(△5.6%)
教育	28	30	27	22	20	20	△8(△28.6%)
普通会計計	225	223	225	221	212	206	△19(△8.4%)
公営企業等会計計	148	149	147	155	159	152	4(2.7%)
総合計	373	372	372	376	371	358	△15(△4.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
28年度	千円 839,467	千円 6,160	千円 45,278	% 5.39	% 5.43

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村 (政令指定都市 を除く)一人当 たりの給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 8	千円 32,066	千円 4,299	千円 8,913	千円 45,278	千円 5,659	千円 6,166

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成29年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
韮崎市	43.8歳	349,271円	471,646円
団体平均	44.4歳	343,701円	513,093円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

韮崎市水道事業	韮崎市
1人当たり平均支給額(28年度) 1,114千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,483千円
(28年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.7月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.7月分 (1.45)月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成29年4月1日現在）

韮崎市水道事業	韮崎市（一般行政職）
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年早期退職特例措置 (割増率2～45%)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年早期退職特例措置 (割増率2～45%) 1人当たり平均支給額 5,479千円 19,467千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成29年4月1日現在）

支給実績なし

エ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	906千円
職員1人当たりの平均支給年額(28年度決算)	129千円
支給実績(27年度決算)	962千円
職員1人当たりの平均支給年額(27年度決算)	120千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員に支給 ① 配偶者 13,000円/月 ② 配偶者以外の扶養親族 9,000円/月 (配偶者がいない場合は1人目 11,000円/月) 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		1,329 千円	221,500 円
住居手当	借家等に居住する職員に支給借家・借間居住職員家賃の額に応じて最高27,000円/月まで	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員に支給 ① 交通機関利用者 6ヶ月定期券等の額を一括支給（ただし、月額換算53,000円を限度） ② 交通用具使用者・四輪車使用者 通勤距離 2km～20kmのとき 距離に応じて2,900円～7,000円を支給 12kmを超えるとき 1kmにつき580円を加算 ・二輪車等使用者 通勤距離に応じて2,000円～6,500円を支給 ③ ①及び②の併用者 ①及び②によりそれぞれ算出した額の合計額	異なる	① 限度額55,000円 ② 四輪車使用者と二輪車使用者の区分なし	216 千円	30,857 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、その職務の特殊性に基づき定められた職にある者に支給役職に応じ42,000円～68,000円を支給			1,548 千円	774,000 円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給職種、業務等に応じ4,200円から21,000円/回	同じ		0 千円	0 円